

## 能楽堂における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月5日

石川県立能楽堂

### 1 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日。以下「提言」という。）において示された、業種別ガイドライン作成の求めに応じて作成された「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日（令和2年5月25日改訂）公益社団法人全国公立文化施設協会）及び「能楽堂における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月29日公益社団法人能楽協会）を参考にして、石川県立能楽堂における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として遵守すべき事項を整理したものです。今後、国の方針の変更や「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（公益社団法人全国公立文化施設協会）の改訂等があった場合は、必要に応じて適宜改定を行うものとします。

### 2 感染防止のための基本的な考え方

設置者（石川県）及び施設管理者（県立能楽堂）、公演主催者は、施設の特性や公演の規模や態様を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の管理・運営に従事する者（以下「従事者」という）、公演を鑑賞等するために施設に来場する者（以下「来場者」という）、出演者及び公演の開催に携わるスタッフ（公演主催者を除く。以下「公演関係者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要となる負担を考慮に入れながらも最大限の対策を講ずる必要があります。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、こうした環境の発生を極力防止するなど、すべての主体が相互に感染回避に徹底して取り組むことが重要です。

能楽堂等の施設においては、これまでクラスターは基本的には発生しておらず、各種法令等により空調設備の整備が義務付けられており、機械換気が

可能なこと、また、公演中は、来場者は一方向を向き対面による会話等が原則想定されないこと等も踏まえて、以下の具体的な対策を講ずることとします。

### 3 施設管理者が講ずる具体的な対策

#### (1) リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染(①)及び飛沫感染(②)のそれぞれについて、従事者、来場者及び公演関係者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行います。

大規模な人数の移動や県境をまたいだ移動が惹起される公演については、集客施設としてのリスク評価(③)及び地域における感染状況のリスク評価(④)も必要となります。

また、それらの公演や催物等については、石川県において示される対応とリスク評価(③④)に基づいて実施の可否について設置者とその影響と補償等も含めて協議し判断する必要があります。

利用を回避すべきとの判断に至った場合は、できるだけ速やかに公演主催者に対して施設利用が困難になる旨を伝達します。

#### ① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価します。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、蛇口、手すり等)には特に注意します。

#### ② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、公演の態様を踏まえ、人々との距離や位置、方向、施設内で大声での対話等が頻発する場所等の状況を評価します。

#### ③ 集客施設としてのリスク評価

開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず人々との距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの施設の来場実績等に鑑み、評価します。

#### ④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響について評価します。

## (2) 施設内の各所における対応策

施設管理者は、リスク評価（①②）を踏まえ、当該施設の管理について以下の措置を講ずるとともに、公演主催者への要請や来場者へ周知を図ります。

### ① 施設内

- ・ 少なくとも施設の開館の際には施設内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行うとともに、施設内の十分な換気を実施します。

なお、消毒液は、当該場所に最適なものを使用します（以下、消毒に関する記載において同じ）。

- ・ 公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行います。また、公演主催者と調整の上、公演中も定期的に適切な換気を行います。
- ・ 手洗い・手指の消毒を励行するとともに、施設の入口に、手指消毒用の消毒液を設置します。また、不足が生じないよう定期的な点検も行います。

### ② 公演会場入口

- ・ 公演主催者に対し、会場の入口に手指消毒用の消毒液を設置するように要請します。
- ・ 会場入口の行列は、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するよう公演主催者に要請します。

### ③ チケット窓口

次の通りチケット窓口で対応を行うものとし、公演主催者に対しても同様の取り組みを要請します。

- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するよう努めてください。
- ・ チケット窓口の行列では、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫します。
- ・ 入場時のチケットもぎりの際は、マスクや手袋を着用します。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認

するといった方式等もぎりの簡略化の導入も公演主催者と協議します。

④ ロビー、休憩スペース

- ・ 熱中症対策等のための飲み物以外の飲食は禁止します。  
また、対面での会話を回避するよう表示や館内放送等により促します。
- ・ 公演前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の対応を行います。
- ・ 常時換気に努めます。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行います。
- ・ 従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行います。
- ・ 人と人との距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保するよう努めます。

⑤ 稽古利用

- ・ 常時換気に努めます。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行います。
- ・ 原則、畳1畳に1名程度を定員の目安とし、利用者が密にならないように注意喚起します。

⑥ 楽屋、控室

- ・ 常時換気に努めます。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行います。

⑦ トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行います。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示します。
- ・ 個人のハンカチ等を使うように徹底します。
- ・ トイレの混雑が予想される場合、できるだけ間隔を明けて整列するよう表示するとともに、公演主催者に対して最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促すよう要請します。

⑧ 物販等

当分の間、ロビーでの物販等を禁止します。

#### ⑨ 清掃・ゴミの廃棄

施設管理者は施設内の清掃事業者等に対して、次の通り感染予防措置を指導します。

- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底すること。
- ・ 作業を終えた後は、手洗いをすること。

#### (3) 従事者に関する感染防止策

- ・ 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを行います。
- ・ マスク着用や手指消毒を徹底します。
- ・ 出勤前に自宅等での検温を励行し、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機等の対応を行います。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とします。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

- ・ 従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。

#### (4) 周知・広報

感染予防のため、以下について来場者に対して周知・広報を行います。

- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 社会的距離の確保の徹底
- ・ 下記の症状に該当する場合、来場を控えること。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

#### (5) 保健所との関係

- ・ 施設における感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに、所轄の保健所に連絡します。

### 5 公演主催者に協力を求める具体的な対策

施設管理者は公演主催者に対し、必要な措置を講ずるよう十分協議を行います。

※ 施設管理者が公演を主催する場合には、施設管理者が講ずるものとします。

## <公演前の対策>

### (1) 入場制限

- ・ 公演主催者は、公演の企画にあたって、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫の導入を検討してください。  
例えば、以下のような手段が考えられます。
  - 開場・休憩時間の延長
  - 入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化
  - 入場待機列の設置
  - 日時や座席の指定予約による人数調整
  - 大人数での来館の制限 等
- ・ 来場者が多数になることが見込まれる公演については、県の感染状況に関するモニタリング指標に基づいて実施の可否及び実施する際の感染予防措置について対応を検討してください。
- ・ 特に高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

### (2) 来場者との関係

- ・ 公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めてください。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・ 来場前の検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知するようにしてください。
- ・ 導入が検討されている接触確認アプリ等を活用する場合、その旨を事前に周知するようにしてください。

### (3) 公演関係者との関係

- ・ 氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してください。また、公演関係者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。
- ・ 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図ってください。

## <公演当日の対策>

### (1) 周知・広報

感染予防のため、施設管理者と協力の上、来場者に対し以下について周知してください。

- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・ 社会的距離の確保の徹底
- ・ 下記の症状に該当する場合、来場を控えること。

咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、眼の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

### (2) 来場者の入場時の対応

- ・ 以下の場合には、入場しないよう要請してください。
  - ① 発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合
  - ② 咳・咽頭痛などの症状がある場合
  - ③ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
  - ④ 過去 2 週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等
- ・ 事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行ってください。
- ・ 入待ちは控えるよう呼び掛けてください。
- ・ 貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないようにしてください。
- ・ パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにしてください。
- ・ プレゼント、差し入れ等は控えるよう呼び掛けてください。

### (3) 公演会場内の感染防止策

- ・ 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努めてください。
- ・ 座席は適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努めてください。
- ・ 座席の最前列席は舞台上から十分な距離を取り、また、感染予防に対応した座席での対策（前後左右を空けた席配置、又は距離を置くことと同等の効果を有する措置 等）に努めてください。
- ・ 公演中の来場者同士の接触は控えていただくよう周知するほか、座席のひじ掛けの使用についても、左右いずれかに統一するように要請してください。
- ・ 来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げ

- る、ハイタッチをする 等) は行わないようにしてください。
- ・ 場内における会話は控えていただくよう周知してください。
- ・ 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努めてください。

#### (4) 公演関係者の感染防止策

- ・ 公演の運営に必要な最小限度の人数としてください。
- ・ 各自検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とするようにしてください。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機を促してください。  
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・ 公演主催者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- ・ 表現上困難な場合を除き原則としてマスク着用を求めるとともに、出演者間で十分な間隔をとるようにしてください。また、公演前後の手指消毒を徹底してください。
- ・ 楽屋等では使い捨ての紙皿やコップを使用するようにしてください。
- ・ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。
- ・ 仕込み・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めてください。
- ・ その他、稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずるようにしてください。
- ・ 公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

#### (5) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行ってください。
- ・ 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- ・ 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けてください。

#### (6) 物販

- ・ 当分の間、ロビーでの物販等を禁止します。

#### (7) 来場者の退場時の対応



- ・ 事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行ってください。
- ・ 出待ちや面会等は控えるよう呼び掛けてください。

#### <公演後の対策>

- ・ 公演ごとに、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成・保存するよう努めてください。
- ・ 感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- ・ なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずるようになしてください。